



発行 新潟県

第45号

平成29年6月13日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 745 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(環境対策課)
- 746 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定病院の認定(障害福祉課)
- 747 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 748 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 749 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 750 土地改良事業の工事完了届(農地建設課)
- 751 公共測量の終了通知(監理課)
- 752 河川区域の変更(河川管理課)
- 753 河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の指定(河川管理課)
- 754 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正(河川管理課)
- 755 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正(河川管理課)
- 756 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正(河川管理課)
- 757 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正(河川管理課)
- 758 構造計算適合性判定業務の委任(建築住宅課)

選挙管理委員会告示

- 24 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)
- 25 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)
- 26 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)
- 27 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)
- 28 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第745号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定する形質変更時要届出区域
阿賀野市京ヶ瀬工業団地1062番2の一部、1194番1の一部、1195番の一部、1197番1の一部、1198番1の一部及び1199番1の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第746号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項及び第33条第4項の規定による特定病院を次のとおり認定した。

平成29年6月13日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	認定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	平成29年6月1日から 平成32年5月31日まで

◎新潟県告示第747号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の下田土地改良区の定款の変更を平成29年6月5日認可した。

平成29年6月13日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第748号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三条市及び加茂市の一部を受益地域とする県営五十嵐川沿岸地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年6月14日から平成29年7月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
三条市役所、加茂市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第749号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営西三川地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(中山間地域総合整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年6月14日から平成29年7月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第750号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年6月13日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
柏崎市 柏崎土地改良区	小島	かんがい排水(県単 農業農村整備)事業	平成28年3月22日

◎新潟県告示第751号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影 数値図化)
- 2 作業期間 平成28年9月17日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 一級河川荒川(新潟県村上市・胎内市・岩船郡関川村・山形県西置賜郡小国町)

◎新潟県告示第752号

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定(昭和45年新潟県告示第367号)を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 水系名 一級河川信濃川水系
- 2 河川名 五十嵐川
- 3 指定区間
 - 1 次池 上流端 三条市月岡字水戸4737 (左岸)
下流端 三条市月岡字川前4444番1 (左岸)
 - 2 次池 上流端 三条市月岡字水戸3729番1 (左岸)
下流端 三条市諏訪三丁目212番2 (左岸)
- 4 指定区域
関係図面のとおり (五十嵐川河川区域指定図第2号図を変更)
- 5 変更年月日 平成29年6月13日

◎新潟県告示第753号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成16年6月新潟県告示第1417号及び平成20年3月新潟県告示第640号は、廃止する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 洪水浸水想定区域を定める河川

- 阿賀野川水系 早出川
- 信濃川水系 中ノロ川
小阿賀野川
能代川
刈谷田川
猿橋川
黒川
太田川
洪海川
破間川
魚野川
三国川
- 関川水系 関川
保倉川
矢代川
- 柿崎川水系 柿崎川

2 指定年月日

平成29年6月13日

◎新潟県告示第754号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(平成18年8月新潟県告示第1168号)の一部を次のとおり改正する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。
1 浸水想定区域を定める河川	1 浸水想定区域を定める河川

加治川水系 加治川	加治川水系 加治川
	<u>阿賀野川水系</u> <u>早出川</u>
信濃川水系 五十嵐川	信濃川水系 <u>能代川</u>
	五十嵐川
	<u>刈谷田川</u>
鯖石川水系 鯖石川	鯖石川水系 鯖石川
鶺鴒川水系 鶺鴒川	鶺鴒川水系 鶺鴒川
	<u>柿崎川水系</u> <u>柿崎川</u>
	<u>関川水系</u> <u>関川(指定区間)</u>
	<u>矢代川</u>
	<u>保倉川(指定区間)</u>
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第755号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成19年7月新潟県告示第1557号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。
1 浸水想定区域を定める河川	1 浸水想定区域を定める河川
荒川水系 荒川（指定区間）	荒川水系 荒川（指定区間）
阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間）	阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間）
	<u>信濃川水系</u> <u>魚野川（指定区間）</u>
関川水系 渋江川	関川水系 渋江川
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第756号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成20年2月新潟県告示第304号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。
1 浸水想定区域を定める河川	1 浸水想定区域を定める河川
三面川水系 三面川	三面川水系 三面川
	門前川
	高根川
信濃川水系 栖吉川	信濃川水系 栖吉川
	<u>黒川</u>

2 (略)	2 (略) 渋海川
-------	--

◎新潟県告示第757号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成21年 8月潟県告示第1110号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年 6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <p style="margin-left: 40px;">一級河川 関川水系 正善寺川 二級河川 胎内川水系 胎内川</p> <p>2 (略)</p>	<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <p style="margin-left: 40px;">一級河川 <u>信濃川水系</u> <u>小阿賀野川</u> <u>猿橋川</u> 一級河川 関川水系 正善寺川 二級河川 胎内川水系 胎内川</p> <p>2 (略)</p>

◎新潟県告示第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事が指定する者に、法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたため、法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名称及び住所
株式会社 国際確認検査センター
大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号
- 2 業務区域
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
事務所の名称 本部
事務所の所在地 東京都中央区京橋2丁目8番2号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の各号に掲げる業務以外の業務
 - (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
 - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成29年 7月 1日

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、五泉市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
五泉市総合会館	五泉市旭町7番11号	小ホール	496.80	平成29年6月1日

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,973
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
343,579
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,244
新潟市東区	38,912
新潟市中央区	49,980
新潟市江南区	19,319
新潟市秋葉区	21,840
新潟市南区	12,982
新潟市西区	44,171
新潟市西蒲区	16,774
長岡市三島郡	78,302
上越市	55,062
三条市	28,294
柏崎市刈羽郡	25,823
新発田市北蒲原郡	32,040
小千谷市	10,376
加茂市南蒲原郡	11,668
十日町市中魚沼郡	18,613
見附市	11,686
村上市岩船郡	19,828
燕市西蒲原郡	25,232
糸魚川市	12,719
妙高市	9,566
五泉市東蒲原郡	18,356
阿賀野市	12,409
佐渡市	16,548

魚沼市	10,683
南魚沼市南魚沼郡	18,503
胎内市	8,621

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

平成29年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年5月26日

政治団体の名称 民主党新潟県第1区総支部

(報告年月日平成26年4月7日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 資産等の内訳 借入金 (借入先) 本多智奈美	(借入残高) 5,998,466円	

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成29年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年5月26日

政治団体の名称 民主党新潟県第1区総支部

(報告年月日平成27年6月11日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 資産等の内訳 〔借入金〕 本多智奈美	5,998,466	

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成28年11月25日付け新潟県選挙管理委員会告示第124号の一部を次のとおり改める。

平成29年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年5月26日

政治団体の名称 民進党新潟県第1区総支部

(報告年月日平成28年5月25日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 資産等の内訳 〔借入金〕 本多智奈美	5,998,466	